

遺留分

遺贈、贈与の自由制限

遺留分（いりゅうぶん）とは、被相続人の遺贈や贈与の自由を制限して、一定の近親者に対して相続財産の一定割合を留保する制度です。

人は、生前にその財産を自由に処分することができるのと同様に死後の財産の帰属を自由に決定できるはずですが、これを無制限に認めると、その者の財産に依存していた配偶者や子、親という一定の範囲の親族の生活の基盤が脅かされるため、保障が必要であり、遺留分はそのために認められるものです。

遺留分が認められるのは、相続人のうち兄弟姉妹以外の者で、兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺留分はだれが相続人であるかによってその割合が決まりますが、直系尊属のみが相続人の場合は、相続人全体で3分の1、それ以外の場合①直系卑属のみ②配偶者のみ③配偶者と直系卑属④配偶者と直系尊属⑤配偶者と兄弟姉妹の場合は相続人全体で2分の1とされます（民法1028条）。ただし⑤の場合、兄弟姉妹の遺留分はありません。

遺留分権利者が複数あるときは、全体の遺留分の割合にそれぞれの遺留分権利者の法定相続分の割合を乗

じたものがその者の遺留分の割合となります。

遺留分の算定の基礎となる財産は被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産（遺贈や死因贈与する前のもの）の価額に贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して定めます（同 1029 条①）。

加算される贈与は、①相続開始前 1 年間にした贈与②1 年以上前でも当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってなした贈与③負担付贈与から負担の価額を控除した分などです。

共同相続人の特別受益分は何年前のものであっても加算されます。

控除される債務には、被相続人から承継される債務のほかに相続税などの公租公課、葬式費用も含まれます。

遺贈または贈与がなされた結果として、実際に受けた相続財産の総額が遺留分の額に達しないとき、遺留分のある相続人は自分の遺留分を確保するのに必要な限度で遺贈や贈与の効力を消滅させ、財産の取り戻しを請求することができます（同 1031 条）。これを遺留分減殺請求といいます、その方法について次回にご説明します。